

ポスト消費税の行方

日

本の消費税増税が決まった。現行5%の税率は、二〇一四年四月に8%、一五年十月に一〇%に引き上げられる。増税分は社会保障の充実強化に回されるが、税負担の公平化やデフレ下の増税の是非など、なお解決すべき課題は多い。

消費税は、低所得者ほど負担感が重くなる「逆進性」がある。このため、政府は、低所得者への税金還付や税額控除などを検討中だが、個人の所得をどこまで正確に把握できるかなど、課題が残る。

消費税の持つ不公平感を緩和するには、どうすべきか。応能負担の所得税の課税強化(最高税率の引き上げ)も必要だが、日本の場合、資産課税の強化が欠かせない。

その代表例は、資産を持つ個人が死亡したときにかかる相続税。政府統計によれば、年間一一〇万人以上の人が死亡しているにもかかわらず、遺産が相続税の課税対象になるのは、わずか四・六万人(課税割

合四・一%)。国税収入も一・一兆円にすぎない。

相続税は一九八八年度以降、基礎控除額の拡大(現行五千万円)や税率緩和、最高税率引き下げ(同五〇%)を何度も繰り返してきた経緯がある。過去のバブル経済期に地価高騰などで相続税の過重負担が問題となり、それを是正する形で「減税」してきたためだ。

しかし、その後の経済状況を考えれば、資産を持つ富裕層には「甘すぎる」制度と言うほかない。一方で、大衆増税の消費増税を実施するのなら、資産課税強化の一環として、相続税の増税は不可避だろう。基礎控除額を大幅に縮小するとともに、最高税率も九四年度改正以前の七〇%程度へ引き上げる必要がある。

また、固定資産や有価証券に係わる各種の特例措置は、富裕層の実質的な「節税」につながっているため、これらを廃止縮小して相続財産の課税評価をもっと厳しくすべきだろう。

一方、今や相続税と一体化しつつある贈与税についても、重大な制度的欠陥がある。現行制度では、一

般贈与の基礎控除は年間一一〇万円。控除額を超えた額に一〇・五〇%課税される仕組み。親から子への「生前贈与」として活用されているが、非課税枠があまりに小さすぎるため、実は相続税の節税メリットは少ない。

例えば、一億円以上の資産を持つ人が死亡時の相続税(控除五千万円)をゼロにするには、子どもに毎年一一〇万円贈与すると仮定して、四五年以上もかかってしまう。

今、この一般贈与の仕組みを利用しているのは、生活にある程度余裕があり、それなりの資産を持った中高年層である。毎年の税務申告で子や孫に一一一万円贈与したとして、一〇〇〇円の贈与税を支払う人をよく見かける。「生前贈与」というより、世代間の所得移転といった方がいい。実際、贈与されたお金は、旅行などのレジャーや住宅資金に回るケースが多い。

となれば、贈与税の目的を曖昧な「生前贈与」とせず、世代間の所得移転の推進と明確に位置付けて、もっと大胆に「減税」すべきだろう。

例えば、非課税枠を二〇〇万円に引き上げ、税率一〇%の適用範囲を

五〇〇万円以下(現行二〇〇万円以下)にすることなどが考えられる。個人消費の活性化を通じて、景気にプラスになることは、間違いない。

要は、資産課税を担う相続税・贈与税制度が、世の中の実態とかけ離れているということだ。

日本には一四〇〇兆円以上の個人金融資産があり、その多くを豊かな高齢層が保有する。不況下で厳しい状況にある若年層との「世代間格差」が指摘されるなか、動かない資産を实体经济に取り込むことは極めて重要である。

民主党政権が進めた社会保障と税の一体改革では、当初、消費税とともに所得、相続税の「増税」も入っていた。だが、自公民の三党合意であっさり削られ、一三年度税制改正に持ち越された。

消費税はどんなに言い繕っても、全世帯にかかる大衆課税であることは間違いない。低所得者対策を確実に実施する一方、相続税などの資産課税を「金持ち優遇」のまま放置しておくことは許されない。

萩原慎一郎
経済ジャーナリスト



C O M P A S S